

岡山市地域子育て支援拠点事業委託業務企画競争に係る質問に対する回答

2024年10月30日

岡山っ子育て成局子育て支援部

地域子育て支援課

番号	質問事項 (書類名称・ページ・項目など)	質問内容	回答
1	要項1ページ「1 事業の趣旨・目的」の以下引用部分をふまえて、要項募集概要の「(2) 事業内容」「(5) 契約期間」「(6) 委託金額」について	新たな拠点の公募で、「(2) 事業内容」「(5) 契約期間」「(6) 委託金額」において、すでに岡山市で展開されている42 拠点と比べて異なる点があれば教えてください。 異なる点がある場合、その理由（今回のプロポーザルにおける市の期待値などもあれば）を合わせて教えてください。	今回の公募は「一般型」の募集であるため、それに対する回答です。 (2) 事業内容 既設拠点は週5日型、昨年度および今年度募集拠点は週3日型の違いはありますが、事業内容に違いはありません。 (5) 契約期間 いずれも違いはありません。 (6) 委託金額 開設日数により委託金額に違いはありますが、週3日型としては違いはありません。
2	募集要項 (7) 契約保証 応募資格 (2) -ケ	競争入札の経験がなく、自明のことかもしれませんが、お尋ねします。 (7) -① 契約保証金について、およそ5万円弱になると思いますが、これは返却されるものと考えてよろしいでしょうか。 (2) -ケ 岡山市競争入札参加資格について、公募に既定の提出書類でのご判断ということよろしいでしょうか。	・ 契約保証金は、契約金額の10/100以上の金額です。 また、契約保証金については、契約期間終了後に市の所定の手続きを経て返還します。 ・ 募集要項5 応募手続 (3) 応募書類の提出 オ 提出書類に掲載されている書類に不備がないことをもって参加資格と同等とみなします。
3	6 審査 (2) プレゼンテーション・ヒアリング審査 ウ プレゼンテーションでの説明内容は、提案書の記載内容以外の新たな提案及び資料の配布は認めない。また、法人名の判別・類推が出来ないように説明を行うこと。	上記にある「提案書」は、5 ページの1～16 までの提出書類のうちのどれを指しますでしょうか。 また「法人名の判別・類推が出来ないように」とありますが、これはどのような意図で書かれていますでしょうか。 以上に関連して上記指定を満たしたプレゼンテーション用のスライド資料は当日までに準備すればよろしいでしょうか。	・ 要項記載のとおり、正本1部及び法人名の判別・類推ができないようにされた写し（番号の前に○印がある書類）9部についてが提案書となります。 ・ 法人名の判別・類推が可能となると、審査の公平性が保たれない恐れがあるため、このように記載しています。 ・ プレゼンテーション用のスライド資料は当日までに準備が必要です。

番号	質問事項 (書類名称・ページ・項目など)	質問内容	回答
4	<p>仕様書2ページ6 出張ひろば</p> <p>地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域にあっては、市との協議の上、次の要件を満たすことにより、<u>公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができる。</u></p> <p>ア 開設日数は、同一の出張ひろばにおいて週1～2回、かつ1日5時間以上とすること。イ 常設拠点の職員が、必ず1名以上出張ひろばの職員を兼務すること。ウ 年間を通して同じ場所で実施すること。ただし、地域の実情に応じて開設後に変更してもよいが、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。</p>	<p>左記の中ほど下線部の記載について、こども家庭庁の「地域子育て支援拠点事業の実施について（実施要綱）（令和6年3月30日）」では、次のように記載されています。</p> <p>「公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。」</p> <p>これは、指定の日数に加え、出張ひろばの開催で加算になるという趣旨かと思えます。</p> <p>岡山市の場合、仕様書の文面より、週に1～2日常設会場を閉めて利用者にとって利便性の高い場所で開催することも視野に入れることが可能という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>・岡山市の場合、仕様書の文面より、週に1～2日常設会場を閉めて利用者にとって利便性の高い場所で開催することも視野に入れることが可能という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>⇒応募する常設施設において、週3日以上での開設が必要です。</p>
5	<p>仕様書2ページ6 出張ひろば</p> <p>地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域にあっては、市との協議の上、次の要件を満たすことにより、<u>公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができる。</u></p> <p>ア 開設日数は、同一の出張ひろばにおいて週1～2回、かつ1日5時間以上とすること。イ 常設拠点の職員が、必ず1名以上出張ひろばの職員を兼務すること。ウ 年間を通して同じ場所で実施すること。ただし、地域の実情に応じて開設後に変更してもよいが、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。</p>	<p>左記の下線部の記載について、こども家庭庁の「地域子育て支援拠点事業の実施について（実施要綱）（令和6年3月30日）」では、次のように記載されています。</p> <p>「公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。」</p> <p>現在岡山市にある地域子育て支援拠点のすべてが出張ひろばを開催する必要性はないと考えますが、高松中学校区で、出張ひろばが必要と市が判断しているとした場合、今後、加算事業とする可能性はありますでしょうか。</p>	<p>・加算事業としての可能性</p> <p>⇒現時点では、出張を加算事業と考えておりません。</p>
6	<p>仕様書2ページ6 出張ひろば</p> <p>7 地域支援</p>	<p>岡山市の「出張ひろば」「地域支援のうちア、イ、ウ、エ」</p> <p>「地域支援のオ＝複合的な課題を抱える世帯に対して包括的なサポートを行うために関係機関に適切な連携を行う取組」の3点について、現在ある42拠点のうち、すでに実施されている拠点がありますでしょうか？</p> <p>あればその具体的な取組など知ることは可能でしょうか。</p>	<p>・出張ひろば：実施していません。</p> <p>・地域支援：おやこクラブへの出前保育等を実施しています。</p> <p>・地域支援オ：複合的な課題を抱えた家庭からの相談に対し、相談支援包括化推進員へ相談し、関係機関と連携をとったケースがあります。</p>

番号	質問事項 (書類名称・ページ・項目など)	質問内容	回答
7	仕様書2ページ7 地域支援 オ 複合的な課題を抱える世帯に対して包括的なサポートを行うために関係機関に適切な連携を行う取組	岡山市の子育て支援行政において、地域子育て支援拠点がどのような関係機関と連携をとることが望ましいとお考えですか？ 可能でしたら、岡山市の重層的支援の枠組みの中で（図式化された）資料などありましたらお示しください。	愛護委員や民生委員、保健センター、地域子ども相談センター等の子育てを専門とした機関との連携が望ましいと考えます。 体系図については別紙（1）を参照してください。
8	仕様書2ページ7 地域支援 ア～エ 基本事項に加え、拠点において地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、次の取組を積極的に実施すること。 ア 高齢者、地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 イ 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ウ 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に実施する取組 エ 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 オ 複合的な課題を抱える世帯に対して包括的なサポートを行うために関係機関に適切な連携を行う取組	上記の下線部の記載について、こども家庭庁の「地域子育て支援拠点事業の実施について（実施要綱）（令和6年3月30日）」では、次のように記載されています。「地域全体で、こどもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げるいずれかの取組を実施する場合に別途加算の対象とする。（以下ア～エについて同様）、オについては記載なし」加算のある地域支援事業を実際に数年間実施した経験から、ア～エすべての取組を予算内で「積極的に実施する」こと（人材確保の点から）は現実的ではないと感じました。 この場合、岡山市の規定は、今後拠点が向かうべき方向を示すものであり、「積極的に実施する」姿勢をもって拠点事業の運営にあたるものと理解いたしました。相違ありませんでしょうか。（オについては次項）	岡山市は重層的支援体制整備事業の枠組みの一つとして地域子育て支援拠点事業を行なっています。（こども家庭庁「重層的支援体制整備事業の実施について」（令和5年8月8日） その中で地域支援については「積極的に実施すること」と規定されており、岡山市の実施要綱でも「積極的に実施すること」と規定しています。ア～オのうち、いずれかの取組を実施する必要があります。
9	仕様書2ページ7 地域支援 ア～エ 基本事項に加え、拠点において地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、次の取組を積極的に実施すること。 ア 高齢者、地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 イ 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ウ 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に実施する取組 エ 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 オ 複合的な課題を抱える世帯に対して包括的なサポートを行うために関係機関に適切な連携を行う取組	上記の下線部「オ」の記載について、こども家庭庁の「地域子育て支援拠点事業の実施について（実施要綱）（令和6年3月30日）」では地域支援の中に規定はなく、むしろ、「地域子育て相談機関の設置運営等について」（令和6年3月30日付け成環第100号こども家庭庁成育局長通知）（PDF/459KB）にあるような重要な役割かと感じました。 加算のある地域支援事業を実際に数年間実施し、利用者支援事業を行う事業所との連携を模索してきた経験から、ア～エにこちらのオを加えたすべての取組を予算内で「積極的に実施する」こと（人材確保の点からも）は現実的ではないと感じました。 この場合、岡山市の規定は、拠点が向かうべき方向を示すものであり、「積極的に実施する」姿勢をもって拠点事業の運営にあたるものと理解いたしました。相違ありませんでしょうか。	

番号	質問事項 (書類名称・ページ・項目など)	質問内容	回答
10	<p>募集要項 1 ページ (5) 契約期間</p> <p>契約期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。※契約期間のうち、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までは開設準備期間とし、履行期間は令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、履行期間における子育て支援活動の実績を踏まえ、適切な事業運営が確保できると認められる場合には、次年度も継続して委託する可能性がある。</p>	<p>次の①②③の懸念があるため、「委託するかどうかの判断の具体的な方法と、その判断～告知までのスケジュール」をお知らせください。</p> <p>① 仕様書の「6 出張ひろば」「7 地域支援」にあるような地域連携や専門機関との連携を進めていくうえで、「来年度以降、継続して運営できるかどうか年度末（以降）にならないとわからない事業所」という立ち位置は、なかなか連携の輪に入りにくく、さらには複合的な課題を持つ家庭の支援に必要な情報も得にくいのではないかと</p> <p>② 人材確保の点からも、来年なくなる職場かもしれないというのは良い人材を充てにくいのではないかと</p> <p>③ 通常、契約内容に変更のない場合、拠点の運営プログラムについては秋口からスタートして12月までには年間のスケジュールを策定している。初年度なので、必ずしもこの通りではないと理解しているが、告知にしてもたとえば4月の告知内容は1月には確定していきたい。</p>	<p>月々の利用状況に基づき、市が設定する基準を満たしているかを判断し、次年度の委託有無を決定します。</p> <p>継続・廃止に関わらず、受託者の運営に支障がない時期に告知予定です。</p>

# 複合課題を解決するまでの流れ（総合相談支援体制づくり）別紙（1）

- ・ワンストップ窓口を作るのではなく、様々な相談機関でこれまで培ってきた各分野の専門性をいかしながら、それぞれの相談機関が連動する体制を推進。
- ・複数の制度に基づくサービスの組み合わせを調整することで、世帯にとって最適なサービスを提供する。

## どの機関に相談があっても、市全体で受け止める相談体制



